

コーポレートガバナンスに関する基本方針

序文

大平洋金属株式会社（以下、当社）は、『人の力を活かし、地球の資源をより有用なるものとして提供し、人類社会の幸福に貢献する』という経営理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、取締役会決議に基づき「コーポレートガバナンスに関する基本方針（以下、本基本方針）」を制定し、公表する。

本基本方針は、当社のコーポレートガバナンスの考え方や枠組みを示すものであり、今後事業や環境の変化を踏まえて本基本方針を改定した場合には、適時適切にその内容を公表する。

第1章 総則

（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

第1条 当社は、以下の基本的な考え方のもと、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- (i) 当社は、すべての株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 当社は、株主、需要家、取引先、従業員、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーの利益を考慮した上で、誠実・適切に協働する。
- (iii) 当社は、関係法令等に基づく適切な情報開示はもとより、それ以外の投資判断の材料となり得る情報についても、主体的に開示を行う。
- (iv) 当社の取締役会は、株主からの受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。そのため、執行役員制度を導入して意思決定と業務執行機能を分離するとともに、社外役員（社外取締役および社外監査役）の選任によって業務執行監督機能を強化することで、公正で透明性のある経営機構を構築する。
- (v) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図るため、株主との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が議案の内容を十分に精査し、権利を適切に行使することができるよう、株主総会招集通知の早期発送を行う。さらに、当該招集通知の発送日前に証券取引所や当社ホームページでの開示を行う。

2 当社は、すべての株主が適切に議決権を行使することができるよう、議決権の電子行使に係る環境の整備に努める。

3 当社は、すべての株主が適切に議決権を行使することができるよう、株主総会招集通知の英訳の開示を行う。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、すべての株主の権利が平等に確保されるよう、その権利行使に対して配慮するとともに、株主間での情報格差を生じさせないために適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有および政策保有株式の議決権行使に関する基本方針)

第4条 当社の政策保有株式の保有については、事業に係る取引関係の維持・強化や投資先企業および当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的とする。

2 当社の政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、提案議題が投資先企業および当社の企業価値向上に資するか否か、および事業に係る取引関係と株式保有によるリターン等を考慮する。

3 当社の保有する主要な政策保有株式については、前項で挙げた諸条件に基づいて中長期的な経済合理性や将来の見通し等を判断し、取締役会において定期的に保有のねらいや合理性等についての説明を行う。

(関連当事者間取引)

第5条 当社は、取締役・子会社その他関連当事者との間で関連当事者間取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益を害することがないよう、あらかじめ取締役会の承認を必要とする。なお、関連当事者間取引を行った場合には、当該取引内容を定期的に取締役会において報告する。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(企業倫理規範および企業行動基準)

第6条 当社は、役員および従業員が倫理的に行動することを確保するため、取締役会において「企業倫理規範」および「企業行動基準」を定め、当社ホームページでの開示を行う。

2 当社は、「企業倫理規範」および「企業行動基準」の見直しを年1回実施し、改定がある場合は取締役会にて承認を行う。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 当社は、中長期的な企業価値向上のために、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益を考慮する。

2 当社は、「公益通報に関する規定」に基づき、株主をはじめとするすべてのステークホルダーが、当社における法令違反等に関する情報について通報できる体制を整備する。また、これによって当社から不利益な取り扱いを受けることがない旨を当該規定に定める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示方針)

第8条 当社は、会社法その他関係法令に基づき、リスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する方針を決定し、適時適切に開示する。

2 当社は、会社法および金融商品取引法その他関係法令並びに証券取引所上場規則に従って、公正、詳細かつ平易な方法によって、財務情報および非財務情報を適時適切に開示する。また、関係法令等に該当しない情報についても、必要に応じて積極的に開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

第9条 当社の取締役会は、関係法令等および定款に定める事項はもとより、「取締役会規定」の付議基準に定められた事項についての重要な意思決定を行う。

2 当社の取締役会は、前項で挙げた事項以外については、業務執行に係る迅速な意思決定を執行役員に委任する。

(独立社外取締役の役割)

第10条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した中期経営計画ならびに実行計画（単年度の経営計画）を踏まえて、当社の経営の成果等を随時検証・評価し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益の観点から、経営陣に対して意見を表明する。

(取締役会議長)

第11条 当社の取締役会議長は、定款の定めにより、取締役会で選任された者とする。

2 当社の取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、効果的かつ効率的な取締役会の運営に努める。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

第12条 当社の取締役会の人数は、定款の定めにより、15名以下とする。そのうち2名以上を独立社外取締役とする。

(取締役の資格および指名手続ならびに取締役会全体の多様性)

第13条 当社は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を取締役として選定する。

- 2 当社は、性別・年齢・国籍・技能等の多様性に配慮して、取締役を選定する。
- 3 当社のすべての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象とする。
- 4 当社の新任取締役候補者は、本条の定めにより選定し、取締役会で決定する。

(監査役の資格および指名手続)

第14条 当社は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を監査役として選定する。

- 2 当社の監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。
- 3 当社は、性別・年齢・国籍・技能等の多様性に配慮して、監査役を選定する。
- 4 当社の新任監査役候補者は、本条の定めにより選定し、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定する。

(取締役の責務)

第15条 当社の取締役は、責務を果たすために十分な情報を収集するとともに、積極的な意見の表明と議論を行う。

- 2 当社の取締役は、期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての責務を果たす。
- 3 当社の取締役は、関係法令、当社の定款、取締役会規定その他の当社の社内規定を理解し、その職責を十分に理解した上で就任する。

(取締役および監査役の研鑽および研修に関する方針)

第16条 当社は、取締役および監査役に対し、それぞれの役割責務を果たすために必要となるトレーニングの機会を適時適切に提供する。

- 2 当社は、社外役員の就任にあたっては、当社の事業内容、社内規定、財務状態を中心とした説明を行う。

(取締役会の運営)

第17条 当社の取締役会の議題および議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に先立って当該資料の事前配布を行う。

(社外役員による社内情報へのアクセス)

第18条 当社の社外役員は、必要があるときまたは適切と考えるときには、いつでも、取締役、執行役員および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

2 当社は、社外役員に対する情報提供に際しては、関連する部門が適時適切に対応する。

(社外役員会議)

第19条 当社は、定期的に社外役員を構成員とする社外役員会議を開催し、当社の事業およびコーポレートガバナンスに関する事項等について議論する。

(取締役会の実効性評価)

第20条 当社の取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての責務等について自己評価を行う。当社の取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等の決定に関する方針)

第21条 当社の取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図るために取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

- 2 取締役会は、取締役の報酬額を、前項の定めに従い当社が定めた役員報酬に関する規定により、一定の割合を業績連動型の要素を反映させて決定する。
- 3 前二項の規定に関わらず、独立社外取締役の報酬等は、職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
- 4 当社の取締役の報酬等は、定款の定めにより、株主総会において総枠を決議する。
- 5 当社は、取締役等に対して支払われた報酬等の額について、適切な方法により開示する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第22条 取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努める。

- 2 当社は、IR担当取締役を中心に、IR委員会を設置し、株主との建設的な対話を促進するための体制整備を行う。
- 3 当社は、本基本方針に定める情報開示方針に基づき、各種情報を適時適切に開示するとともに、株主との建設的な対話を行う。対話を行うに際しては、インサイダー情報の管理を適切に行うとともに、株主間での情報格差を生じさせないように十分留意する。

本基本方針の改定履歴

平成27年11月11日 制定

平成29年 6月29日 改定